

官報

号外

平成二十六年三月二十五日

○第百八十六回 衆議院会議録 第十号

平成二十六年三月二十五日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
健康・医療戦略推進法案(内閣提出)及び独立行政法人日本医療研究開発機構法案(内閣提出)
の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

○あべ俊子君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊吹文明君) あべ俊子君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) それでは、関税定率法及び

関税暫定措置法の一部を改正する法律案、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長林田彪君。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔林田彪君登壇〕

○林田彪君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の結果及び結果を御報告申し上げます。

まず、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額の拡大及び暫定関税率の適用期限の延長等を行うものであります。

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際開発協会の第十七次増資に伴い、同協会に対し、政府は、従来の出資額のほか、三千三百四十二億四千四百万円の内において追加出資することができるとするものであります。

両案は、去る三月十八日当委員会に付託され、十九日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) ただいま委員長より報告のありました両案を一括して採決いたします。

委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

健康・医療戦略推進法案(内閣提出)及び独立行政法人日本医療研究開発機構法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊吹文明君) この際、内閣提出、健康・医療戦略推進法案及び独立行政法人日本医療研究開発機構法案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣菅義偉君。

〔菅内閣の趣旨説明〕

○国務大臣(菅義偉君) ただいま議題となりました健康・医療戦略推進法案について、その趣旨を御説明いたします。

国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会、すなわち健康長寿社会を形成するためには、先端的な科学技術や革新的な医薬品等を用いた世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発とその環境の整備や成果の普及及び健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出等を総合的かつ計画的に推進し、これを通じて我が国経済の成長を図ることが重要となっております。

この法律案は、このような観点から、健康・医療戦略推進本部を内閣に設置するとともに、政府が健康・医療戦略を作成し、これを推進する等の所要の措置を講ずることを目的とするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発とその環境の整備や成果の普及のほか、健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出等について、基本理念及び国等の責務を定めております。

第二に、基本的施策として、研究開発の推進及び環境の整備、研究開発の公正かつ適正な実施の確保、研究開発成果の実用化のための審査体制の

健康・医療戦略推進法案外一案についての菅内閣の趣旨説明 健康・医療戦略推進法案外一案の趣旨説明に対する津村啓介君の質疑

整備、新産業の創出及び海外展開の促進、教育の振興、人材の確保等を規定いたしております。

第三に、政府は、基本理念にのっとり、基本的施策を踏まえ、健康・医療戦略を定めるものとしたしております。

第四に、健康・医療戦略の推進体制として、内閣に健康・医療戦略推進本部を設置することとし、内閣総理大臣を本部長とするなど組織、所掌事務等を規定いたしております。

第五に、健康・医療戦略推進本部は、政府が講ずべき医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及に関する施策の集中的かつ計画的な推進を図るため、健康・医療戦略に即して、医療分野研究開発推進計画を作成するものとし、同計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構が中核的な役割を担うよう作成するものとしたしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

ただいま議題となりました独立行政法人日本医療研究開発機構法案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発を促進するために、健康・医療戦略推進本部が作成する医療分野研究開発推進計画に基づき、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境

の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行う独立行政法人日本医療研究開発機構を新たに設立するためのものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、本独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

第二に、本独立行政法人の役員として、理事長、理事及び監事を置くこととしてしております。

第三に、本独立行政法人の主務大臣等について定めるほか、理事長及び監事の任命、中期目標の策定等に当たって、健康・医療戦略推進本部の意見を聞くこととしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしてしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

（拍手）

健康・医療戦略推進法案（内閣提出）及び独立行政法人日本医療研究開発機構法案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊吹文明君) ただいまの国務大臣の趣旨の説明に対し質疑の通告がありますので、順次これを許します。まず、津村啓介君。

〔津村啓介君登壇〕

○津村啓介君 民主党・無所属クラブの津村啓介です。

私は、ただいま議題となりました健康・医療戦略推進法案及び独立行政法人日本医療研究開発機構法案について質問をいたします。（拍手）

日本は、科学技術政策において、世界で最も成功した国家の一つであります。とりわけ、戦後の歩みは栄光に満ちています。

天然資源に恵まれない我が国は、戦前から、教育と科学技術を未来への投資と位置づけ、国運を上げ、官民を挙げて積極的な投資を行ってまいりました。

一九九〇年代初頭、バブル崩壊と冷戦終結による旧社会主義諸国の低賃金労働者の市場参入により、日本経済がデフレ体質に大きく変容し、失われた二十年が始まると、早くも一九九五年には、議員立法で科学技術基本法を国会に提出、全会一致で成立させております。

以後、政府は、この基本法に基づき、五年に一度科学技術基本計画を策定し、中長期ビジョンを持つて科学技術政策を計画的に遂行してきました。

二〇〇一年の省庁再編においては、縦割り行政の弊害を打破する観点から、内閣府に総合科学技術会議が設置をされ、科学技術政策の司令塔として、八月の概算要求に先立つ、府省間の事前調整機能も備えたアクションプランを作成し、また、

基本計画のPDCAサイクルの管理に当たっております。

二〇一〇年度からは、総合科学技術会議のイニシアチブのもとで、科学技術研究費補助金、いわゆる科研費の基金化が実施され、事実上の予算の複数年度化によって、年度末の無駄な予算消化や膨大な書類作成がなくなり、現場の研究者にとつて、より使い勝手のよい、新しい科学技術予算のあり方を実現いたしました。基金化により、実質的な可処分予算が増加をし、科学技術コミュニティに広く普及、定着しました。

そうした取り組みの成果は、さまざまな面で花開いております。

二十一世紀に入つて以降、ノーベル賞自然科学部門の受賞者は、米国の五十一人が断トツのトップですが、イギリスの十人に続き、日本は九人で、第三位であります。以下、フランス六人、ドイツ五人と続きます。また、論文引用数やサイエンス誌の年間十大ニュースなどでも、日本は世界トップクラスの成果を上げております。

毎年のように、物理学賞、医学・生理学賞、化学賞の全ての分野で数多くのノーベル賞受賞候補者の名が挙がり、下馬評が取り沙汰される国は、世界でも数えるほどしかありません。

科学技術に関する世界最大級の国際会議、STSフォーラムが毎年日本の京都で開催されているのも、関係者の御努力に加え、日本の科学技術に対する海外の信頼の大きさを示すものと言えます。

す。

日本は、今、厳しい財政制約を抱え、深刻な少子高齢化と人口減少に直面し、ともすれば悲観的な将来像を語る人もふえております。しかし、科学技術の力で、自国のみならず、世界の課題解決に大変大きな貢献をしていることに、私たちはもつと大きな自信を持つてよいと思います。

こうした日本の輝かしい成功は、二つの要因によつております。

一つは、旧科学技術庁、そして現在の総合科学技術会議が、さまざまな課題を抱えながらも、一元的な司令塔機能を発揮してきたことであります。

現在、山本一太科学技術政策担当大臣が、さらに司令塔機能を強化すべく内閣府設置法の改正案を提出されていることは、この観点から、高く評価されるべきであります。

また、安倍総理の指示により、昨年、科学技術、知財、ＩＴ、海洋、宇宙など、内閣府や内閣官房に乱立している、本部と称する数多くの会議体の連携を深め、司令塔連携・調整会議の開催により、運用面でも司令塔機能の一元化に努めておられることは、画期的なことであり、二つ目の要因は、官民を挙げた巨額の研究開発投資です。

政府の科学技術予算は、過去十年の平均で年間約四・三兆円。防衛費約四・七兆円、公共事業費約五・七兆円に迫る規模であります。

一九九五年の基本法成立以降、失われた二十年と言われる日本経済の困難な環境の中で、少しずつではありますが、科学技術予算だけは一貫して増額を続けてきたことも、特筆すべきです。歴代政権の英断であります。

こうした日本の科学技術政策の輝かしい歴史とその特徴を踏まえつつ、以下、本法案について、三つの論点を指摘いたします。

一つ目のポイントは、総合科学技術会議との機能重複の問題です。

一方で内閣府設置法の改正を行い、総合科学技術会議の司令塔機能を強化しようとしているにもかかわらず、科学技術政策の一大分野である健康・医療分野を別途このように切り出し、新しい会議体をつくるのは、いかにもちぐはぐではありませんか。

私は、昨年十一月二十一日、当衆議院本会議において、国家戦略特区法案の賛成討論を行い、この壇上から、安倍総理、頑張ってください、成長戦略をもつと進めてくださいとエールを送らせていただきました。また、安倍内閣の政務三役の皆さんがより強く指導力を発揮していただくために、内閣官房、内閣府の機能見直し、とりわけマネジメント上の工夫を御提案いたしました。

具体的には、この四月から供用開始される合同庁舎八号館と本府庁舎を活用し、現在五、六カ所に建物分散をしている科学技術、ＩＴ、知財、海洋、宇宙などイノベーション政策の関連部署

を、物理的に一つの建物に集約し、統合的な運用を進めること、そして政務三役が定例的に会議を持つことです。

兼務の多い山本大臣や西村康稔内閣府副大臣とは、内閣委員会でも、さらに敷衍して、具体的な議論をさせていただきました。最近では、自民党内でも、内閣府の機能見直しに向けて議論がスタートしたと仄聞しております。

ぜひ御注意いただきたいのは、縦割り行政の弊害をなくすという橋本行革の理念は間違っていない、横串官庁としての内閣府及び内閣官房の役割は他の官庁には担えないということでもあります。

単なるスリム化で縦割りに戻すのではなく、よりよいマネジメントと効果的な統廃合によつて、内閣府の本来の意味での機能強化、縦割り打破を着実に進めていかなければなりません。その上で、総合科学技術会議に屋上屋を重ねる今回の新しい会議体が本当に必要不可欠なものなのか、きちんと議論をすべきであります。

菅長官、本法案第一条が掲げる、世界最高水準の医療の提供に資する研究開発等により、健康長寿社会の形成に資するとの目的は、崇高であり、すばらしいものです。しかし、なぜ、この司令塔が総合科学技術会議ではだめなのか、せつかく一方で一元化しようとしている司令塔をなぜまた分割し、多元化されるのか、お答えください。

また、なぜ、本法案を所掌するのが、科学技術政策及び知財、ＩＴ、宇宙、海洋などイノベ

シヨン関連政策全般を現に担当され、大きな成果を上げられている山本大臣ではなく、ただでさえ御多忙な菅長官なのか、お伺いいたします。
山本大臣にもお尋ねします。

なぜ、山本大臣は、この法案の御担当に手を挙げられなかったのでしょうか。大臣肝いりの司令塔連携・調整会議には、この新組織も参加させますか。司令塔機能の強化及び一元化にかける大臣の意気込みを確認させていただきます。

二つ目のポイントは、予算です。

法案では、内閣総理大臣を本部長とする健康・医療戦略推進本部において、推進計画を決定し、省庁横断的な総合調整を行った上で、新たに創設される独法に財源を措置するとなっております。

その額は、文部科学、厚生労働、経済産業各省から千二百億円を集約すると聞いておりますが、三省からの財源措置を各省縦割りではなく一体的に運用するためにどのような工夫をされるのか、総合調整とは何を指すのか、総合科学技術会議が現に行っているアクションプランとの関係を含め、何が新しいのか、具体的にお聞かせください。

また、ライフイノベーションの一翼を担う農林水産省がコミットしていないのも不思議です。林大臣に経緯と所見をお伺いいたします。

成長戦略が玉不足、岩盤規制にドリルの刃が立たないので、実際には、新鮮味の乏しい新たな会議体と独法を新設し、組織いじりで成長戦略のメニューを一つふやしたことにしようとする政権の

アリバイづくりの思惑に産業界や経済産業省が一枚かんだだけだと酷評する向きもあります。

新しい組織が出口志向に偏り、基礎科学の予算削減につながることはないか、菅長官の御見解をお聞かせください。

三つ目の論点は、本家である米国NIHとの大 き過ぎる違いであります。

安倍総理は、一月の施政方針演説で、日本版NIHを創設します、医療分野の研究開発の司令塔ですと明言されました。

しかし、今回の新しい独法は、予算規模が十分の一以下であることや、陣容の薄さ、機能の少なさなど、どこを見ても米国のNIHとは桁違いであり、日本版NIHの名はふさわしくありません。最近では、政府の法案説明資料からもNIHの文字が消えたように思いますが、日本版NIHの創設は諦めたのでしょうか。お伺いいたします。

最後に、私から、新しい組織の果たすべき機能として、二点提案させていただきます。

一つは、本家のNIHが有する情報公開と情報共有、リスクアセスメントの体制を日本でも整備すべきという点です。

巨額の研究開発投資を続けていくためには、国民による理解とチェックが必要です。これら科学技術コミュニケーションを新しい独法が担うべきとの考え方について、菅長官の御見解を伺います。

二つ目は、健康長寿社会の実現に際し、多様な生き方が認められる社会を築くことの重要性です。

例えば、今、与野党で議論が活発になりつつある尊厳死の問題について、政府のコミットが見えませんか。いかがお考えですか。

その他、先端医療技術に関する法的、倫理的、社会的な課題について対話の仕組みをつくることに必要と考えます。御所見をお聞かせください。

科学技術政策は、超党派で取り組むべきテーマです。輝かしい日本の科学技術を将来にわたる日本国民の財産として守り、強化し、世界と人類への貢献を続けていくことは、我が国日本の誇りであります。

本法案の審議をきっかけとした、本会議及び委員会での有意義な議論により、日本の科学技術政策にまた一つ新しい希望が加わることを期待して、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣菅義偉君登壇)

○国務大臣(菅義偉君) 司令塔としての総合科学技術会議との関係についてお尋ねがありました。

世界に先駆けて超高齢化社会を迎える我が国にとって、医療分野の研究開発を戦略的に推進することは、極めて重要な課題であります。その一層の充実強化を図る必要があるというふうに考えております。

このため、特に健康・医療分野について、内閣に司令塔となる健康・医療戦略推進本部を新たに

設置するとともに、同本部の戦略に基づいて、基礎から実用化までの切れ目のない研究管理・支援の実務を担う独立行政法人日本医療研究開発機構を設立することによって、本部と機構とが一体となつて、医療分野の研究開発を戦略的に推進することといたしました。

いずれにしても、健康・医療戦略推進本部と総合科学技術会議が相互に密接に連携協力を図りつつ、科学技術・イノベーション政策の推進に全力を挙げて取り組んでまいれる所存であります。

本法案の所掌が私である理由についてお尋ねがありました。

医療分野の新たな研究開発や医療の国際展開等を推進するための体制の構築は、文部科学省、厚生労働省、そして経済産業省など各省にまたがっており、これら関係府省が一体となつて戦略的に取り組む必要があることから、内閣の調整役を担う内閣官房を統括する立場であります私みずからが担当することとしたものであります。

引き続き、府省横断型の強力な実施体制の構築に向けて取り組んでまいります。

三省から成る財源措置を各省縦割りではなく一体的に運用するための工夫についてお尋ねがありました。

総合科学技術会議は、科学技術・イノベーション政策全般に係る基本的な方針を定めることとしており、その方針とも整合性を図りながら、健康・医療戦略推進本部は、医療分野の研究開発に

關して医療分野研究開発推進計画を作成し、これのつとめて、本部が総合的な予算の要求配分調整を実施することで、各省間の施策の統一、連携を図ることとしております。

具体的には、本部がまとめた方針に基づいて各省が医療分野の研究開発関連予算の要求を行うなど、予算要求の段階から、関係各省と具体的な内容について調整をして、一体的な予算要求を行うこととしております。

あわせて、こうした予算を日本医療研究開発機構に基本的に集約をして、基礎から実用化までの切れ目のない支援を行うなど、本部と機構が一体となつて、医療分野の研究開発を戦略的、総合的に推進してまいります。

基礎科学の予算削減につながることはないか、政府の考えについてお尋ねがありました。

今般、機構に集約するのは、国がトップダウンで戦略的に行う、医療分野の研究開発に係る予算であります。

一方、将来における学術的な新知見やイノベーションの芽を絶え間なく育んでいくためには、研究者の自由な発想に基づくボトムアップ型の基礎研究も重要と承知しております。文部科学省の科学研究費助成事業についても、必要な予算の確保を図っているところであります。

新たに創設する医療分野の研究開発体制の名称の政府の考え方についてお尋ねがありました。今般御審議をお願いしている二法案の閣議決定により、健康・医療戦略推進本部と日本医療研究

開発機構という名称を定めたため、日本版NIHという呼称は用いなくなつたのであります。

日本版NIHの創設は諦めたのかというお尋ねでありましたが、私が取りまとめた骨子に基づいて、昨年の六月に閣議決定をした日本再興戦略に医療分野の研究開発の司令塔機能の創設について定め、その内容を着実にこの二法案に盛り込んで今国会に提出をしているものでありますので、当初の構想と変わるものではありません。

いわゆる科学技術コミュニケーションについてお尋ねがありました。

健康・医療戦略推進法では、第十五条において、基本施策として、教育の振興等を規定しております。その中では、国は、国民の理解と関心を深めるべく、教育及び学習の振興、広報活動の充実などの必要施策を講ずるものとしてしております。

これを踏まえて、新たに設置される独立行政法人日本医療研究開発機構においても、その業務の実施に当たり、国民の理解と関心を深めるために、広報活動の展開等の具体的取り組みについて、必要な対応を図っていききたいと考えております。

先端医療技術に関する課題への対応の仕組みについてお尋ねがありました。

先端医療技術に関する倫理的、社会的課題については、これまでも政府として、国民の理解を得ながら、個別の課題に応じて、必要な施策を講じてきました。

今後、先端医療技術の推進に際しては、必要

に応じて国民への情報提供や公開の場での議論等を経て対応するとともに、日本医療研究開発機構においても、関係各省と連携をして、国民の理解を得ながら研究を推進してまいりたいと考えております。

また、尊厳死の問題に関しては、人生の最終段階では患者本人の意思決定を基本とした医療が重要であると考えております。国民からの意見や検討会の議論を踏まえて、終末期医療の決定プロセスに関するガイドラインを策定し、その普及に努めているところであります。

以上です。(拍手)

(国務大臣山本一太君登壇)

○国務大臣(山本一太君) 津村議員から、総合科学技術会議の司令塔機能強化等についてのお尋ねがありました。

我が国の科学技術・イノベーション政策の司令塔である総合科学技術会議の機能強化のため、府省横断型の研究開発等を推進する戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)に係る予算を初めて内閣府に計上するとともに、同プログラムを実施するため、内閣府設置法の一部改正法案を今国会に提出しているところでございます。

また、昨年来、私のもとで、所管する各司令塔を集め、相互の連携調整を推進するための会議を開催しており、内閣官房健康・医療戦略室は、オプザーバーとして参加をいただいております。

今後とも、司令塔間の連携強化に努めてまいります。

なお、本法案については、内閣官房長官のもとで検討が行われてきており、総合科学技術会議を担当する私としては、必要な連携と協力に努めてきたところでございます。

津村議員の御激励を受けまして、連携強化についてはしっかりと今後とも頑張つてまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣林芳正君登壇)

○国務大臣(林芳正君) 津村議員の御質問にお答えいたします。

健康・医療戦略推進本部への参加についてのお尋ねがありました。

独立行政法人日本医療研究開発機構におきましては、医療分野の研究開発、その環境整備などを行うこととして承知しており、農林水産省は、この機構に対して予算措置等は講じておりません。

一方、医療面だけでなく、食にかかわる健康分野を扱う健康・医療戦略推進本部については、私自身も、昨年八月に同本部が設置されて以降、全ての会合に参画をしているところでございます。

農林水産省では、総合科学技術会議が進める戦略的イノベーション創造プログラムに参画しまして、食品の持つ機能性の解明に関する研究などに取り組んでいるところであり、農業や食品産業など、食の観点から、本部における推進計画の策定に積極的に関与していきたいと考えております。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次の質疑者、浦野靖人君。

〔浦野靖人君登壇〕

○浦野靖人君 日本維新の会の浦野靖人です。

日本維新の会を代表し、ただいま議題となりました健康・医療戦略推進法案、独立行政法人日本医療研究開発機構法案について質問をいたします。(拍手)

一昨年、京都大学の山中伸弥教授がiPS細胞に関してノーベル生理学・医学賞を受賞いたしました。この偉大な研究成果は、我が国発の革新的な技術として、今後の臨床研究等を通じ、病気で苦しむ患者の新たな治療法や新薬の開発につながる事が大いに期待されています。

安倍総理は、ことしの一月二十四日の施政方針演説で、日本版NIHを創設します、医療分野の研究開発の司令塔です、難病など不治の病に対し、官民一体で基礎研究から実用化まで一貫して取り組み、革新的な治療法、医薬品、医療機器を世界に先駆けて生み出してまいりますと発言されました。iPS細胞に続き、我が国発の革新的な技術の創出に向けた積極的な取り組み姿勢がうかがえます。

両法律案は、この発言を具現化するものとして、また、昨年六月に策定した健康・医療戦略の目的に即した医療分野の研究開発を促進することで健康長寿社会と経済成長の実現を図るものとして国会に提出されたと受けとめております。

日本維新の会といたしましても、そのような基本的な方向性は高く評価できるものと考えております。

ただ、このような目標の達成に向けた政府の取り組みは、果たして十分と言えるのか、懸念を抱く声も聞かれるところであります。

以下、そのような観点からお伺いします。

我が国においては、欧米主要国に比べて、医薬品、医療機器等の研究開発がなかなか進まない状況があります。これは、リスクを避ける風土が土台にあることに加えて、臨床研究や治験実施体制の整備のおくれ、薬事承認審査体制のおくれなどに起因すると言われております。さらに、研究開発の拠点が分散しているため、研究開発の戦略の共有や資源の集約ができていないことも課題とされています。

このような課題を克服するには、司令塔的役割を担う機関の創設、研究開発拠点の整備が必要であると考えます。

今回、日本医療研究開発機構が創設されることにより、研究開発の拠点整備はどのように進み、医薬品、医療機器等の国際競争力はどのように強化されるのか、オール・ジャパンとしての取り組みにかける政府の考えを改めてお聞かせください。

また、このような取り組みにより生み出された研究の成果を早期に実用化に結びつけていくこと

が必要であると考えております。

昨年の臨時国会で薬事法等の一部を改正する法律が成立し、医薬品、医療機器等の安全かつ迅速な提供の確保を図るための所要の措置が講じられました。これにより、薬事承認審査に係る期間の短縮が図られると期待されています。

しかし、いまだ解決すべき課題は残されており、

欧米の主要国では、創薬、医療機器開発等の基礎研究を実用化していく段階で、ベンチャー企業が大きな役割を果たしています。これに対し、我が国においては、リスクマネーの供給や人材の不足を初め、ベンチャー企業の育つ環境は十分でないとい指摘されています。

研究成果の実用化の鍵となるベンチャー企業の支援、育成等に対する政府の基本認識と具体的な取り組みについて、お聞かせください。政府レベルで研究開発の拠点整備や環境整備を進め、研究開発にすぐれた企業等を誘致する国際間の競争が激化しています。

我が国においても、能力の高い企業や研究者の流出を防ぎながら、共同研究等により、海外のすぐれた知識を戦略的かつ積極的に取り入れていく必要があります。そのような取り組みとともに、国内企業がおくれをとっている原因を分析し、研究開発能力を高めていくことは、必要不可欠であります。

今後の研究開発拠点の整備では、我が国の産業構造を踏まえ、高度な物づくり技術を有する国内の中小企業等が率先して参入するような措置を講じていくべきと考えますが、政府の見解をお伺いいたします。

医療分野の研究費については、これまで、文部科学、厚生労働、経済産業などの各省に分散されてきました。今回、各省に計上されていた医療分野の研究開発関連予算を一元化するとともに、司令塔機能の発揮に必要な予算を確保し、戦略的、重点的な予算配分を行うこととしております。

このような、省庁の縦割りの弊害を排し、一括して管理することによって効率的に研究費を配分することは、高く評価いたします。

他方で、医療分野の研究開発関連予算を一括して管理し、個別の研究テーマの選定、研究の進捗管理、事後評価などの業務を行う日本医療研究開発機構は、大変大きな影響力を持つこととなります。

言うまでもなく、医療は、国民の生命と健康に深くかかわる分野であります。その範囲は、主要な疾患別の領域から見ても、がん、難病、認知症、感染症、生活習慣病、精神疾患など、広範囲にわたります。また、医薬品、医療機器等に関連する分野は多数に及びます。

このような特徴のある医療分野では、研究費の配分、すなわち研究の領域やテーマの選定が、将

来の患者の治療や生活に影響を与える可能性は大であります。今後、大きな影響力を持つこととなる日本医療研究開発機構において、研究チームの選定等に当たっては、これまで以上に公平性、公正性が確保されなければなりません。

研究チーム等は誰がどのように決めるのか、公平性、公正性を確保するための体制、手続等はどのようなものか、お伺いをいたします。

また、研究費の効率的、重点的な配分等を指す余り、実用化に近い研究ばかりに目を奪われ、基礎研究がおろそかになるのではないかと懸念も聞かれます。

基礎研究分野の研究費を減らすことはないのか、基礎研究の重要性をどのように認識しているのか、改めて政府の見解をお伺いいたします。

日本医療研究開発機構の対象経費、すなわち、機構が所管する研究費の総額は、平成二十六年予算で一千二百億円に上ると承知しています。厳しい財政状況の中で、前年度と比較すると約二割増しになっていることは、評価いたします。

確かに、予算をふやすことが直ちに研究開発の成果につながるものではありません。しかし、研究開発に係る予算をしっかりと確保していくことは、研究者の開発意欲を引き上げるばかりではなく、国としての施策への取り組み姿勢を内外に示すことにつながります。継続的な予算の確保に向けた政府の考えをお聞かせください。

医療分野の研究開発の能力を高めていくには、

研究者の育成も欠かせない事柄です。最先端の医療技術を担う人材の育成、独創的ですぐれた研究者の養成等について、政府の取り組み状況をお伺いいたします。

また、すぐれた研究者ほか他の研究機関に引き抜かれるということが想定されます。

近年、政府レベルで研究開発に係る環境整備を進める国がふえ、競争が激化してきています。優秀な研究者ほど海外からの引き合いも多いと聞きます。優秀な研究者の国外への流出そのものも問題ですが、研究費の取り扱いや知的財産の帰属の問題も生じます。

そのような研究者の流動化の問題に対する政府の取り組みをお聞かせ願います。

医療分野の研究開発力を高めていくには、効率的、効果的に情報の収集、分析、活用を行うことが必要不可欠です。

しかし、我が国において、医療情報の収集、蓄積は図られてきているものの、これらに関する情報を開示し、共有し、活用する状況にはほど遠い状況にあるのではないかと指摘もなされています。他方で、遺伝子を含む医療情報の活用に当たっては、収集方法やセキュリティに問題があるとの意見も聞かれます。

研究目的での医療情報の第三者提供に関して、政府の現状認識、今後の取り組み方針についてお伺いをいたします。

医療分野の研究開発が進み、最先端の医療技術

等が実際の医療の現場で使用され、世界最高水準の医療を国民が受けられるようになることが期待されています。

しかし、最先端の医療技術や高価な医薬品を全ての国民が同じように受けられるようになれば、現在の医療保険制度の枠組みの中では、負担の限界を超えてしまうおそれがあります。

日本維新の会は、真の弱者を徹底的に支援することを社会保障の基本としております。そして、医療保険について、現行の公的保険の範囲を見直し、混合診療の完全解禁を訴えてきました。

今回の医療分野の研究開発の促進にあわせ、最先端の医療技術等の保険適用の仕組みを見直す必要があると考えますが、政府の見解をお伺いいたします。

研究費の不正使用や研究上の不正行為が少なからず発生しています。研究にかかわる不正事案は、我が国の研究に対する信頼を揺るがし、科学技術の進歩を大きく阻害するものと考えます。

研究機関における不正防止のための管理体制の構築が必要と思いますが、政府の取り組み状況についてお伺いいたします。

また、ノバルティスファーマ株式会社が販売する降圧剤バルサルタンに係る臨床研究について、不正が疑われる事案が問題となりました。政府においては、再発防止に向けた検討を行っているかと承知しております。

新聞報道では、日本学術会議の分科会におい

て、研究不正の監視や防止をする機能を日本医療研究開発機構に持たせよう求めることを含めた提言をまとめたとしています。また、大規模な臨床試験では、官民でプールした資金をもとに、研究者を公募、審査する公的制度を確立すべきと明記したと報じられています。

これらも踏まえ、政府としての再発防止策の検討状況、臨床研究に対する信頼回復に向けた取り組み内容等についてお伺いをいたします。

今回、独立行政法人日本医療研究開発機構を新たに創設することとしております。

一方で、安倍内閣は、独立行政法人改革に取り組む方針を示しています。新たに独立行政法人を創設することに対しては、厚生労働省所管の二つの独立行政法人を統合することで、法人の数をふやさないと説明をしています。この点については、単なる数合わせと批判されても仕方がないのではないかと考えられます。

新たに独立行政法人を創設するのであれば、その必然性をしっかりと明示すべきと考えます。単なる数合わせとならない独立行政法人改革に挑む政府の考えを、改めて確認させていただきます。

今回の両法律案が、健康長寿社会と経済成長の実現を図るものとなることを期待しながら、関係する省庁が複数にまたがることから、委員会で幅広く充実した審査を確保することを含め、しっかりと検証していくことが必要であることを申し上げ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣田村憲久君登壇〕

○国務大臣(田村憲久君) 浦野議員から、三問御質問をいただきました。

まず、研究目的での医療情報の活用等についてのお尋ねがございました。

医療分野の情報の取り扱いについては、個人情報保護法や各種指針等に定めているように、第三者提供を行う場合には、原則として患者本人の同意を得ることとするなど、個人情報保護に十分留意する必要があるというふうと考えております。

一方で、研究開発の促進のために医療情報の利活用を推進していくことも重要だと考えており、今後とも、必要なルールの整備を行うなど、関係省庁と密に連携を図りつつ、医療分野の情報化に取り組んでまいります。

次に、最先端の医療技術に対する保険適用についてのお尋ねがございました。

我が国の医療保険制度においては、必要かつ適切な医療は基本的に保険診療で確保するという国民皆保険の理念を基本として、安全性、有効性等が確認された医療を保険適用しております。

その上で、現在、保険が適用されていないものの、将来的な保険収載を目指す高度な医療等については、安全性、有効性を確認する一定のルールのもとで、保険外併用療養費制度として、保険診療との併用を認めております。

厚生労働省といたしましては、国民皆保険を守るため、いわゆる混合診療を全面的に解禁すべきでないと考えております。

また、費用のかかる高度な医療技術が増加することによる医療保険財政への影響等に関しては、新しい医療技術の費用対効果の評価のあり方について、現在、中央社会保険医療協議会において議論を行っているところでございます。

次に、臨床研究に係る再発防止策の検討状況や、信頼回復に向けた取り組みについてのお尋ねがございました。

厚生労働省においては、ノバルティスファーマ株式会社が発売する高血圧症治療薬に関する臨床研究事業を受け、昨年八月に検討会を立ち上げ、再発防止策や信頼回復について議論し、十月に中間取りまとめを行いました。

現在、この中間取りまとめを踏まえ、臨床研究に関する倫理指針の見直しを行っており、この中で、倫理審査委員会の機能強化や、データ改ざん防止体制の構築など、研究の質の確保の観点からも検討を行っております。

また、中間取りまとめの中で、臨床研究の信頼回復のための法制度の必要性についても検討するよう指摘があったことから、海外での規制状況なども十分に調査した上で、本年秋を目途に検討を行うべく、検討会の立ち上げに向けた準備を進めております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣菅義偉君登壇〕

○国務大臣(菅義偉君) 医療分野の研究開発に関する政府の取り組みについてお尋ねがありました。

国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するためには、医療分野の研究開発を戦略的に推進し、世界最高水準の医療を実現するとともに、健康、医療に係る産業を育成していくことが極めて重要であると考えています。

このため、総理を本部長とする健康・医療戦略推進本部のもとに、日本医療研究開発機構が、すぐれた実績を有する我が国の大学、研究機関等で行う研究開発に対し、基礎から実用化まで切れ目のない支援を行うこととしており、これによって、革新的な医薬品が世界に先駆けて実用化をされて、我が国の医療関連産業の国際競争力の向上に寄与するものと考えております。

日本医療研究開発機構における研究テーマの選定に係る体制、手続等についてお尋ねがありました。

がんや難病など、どの研究領域に重点的に配分を行うか等の資源配分の基本的な方針については、内閣に置かれる健康・医療戦略推進本部が有識者の意見も聞きながら決定するものとされております。

その方針を踏まえて、個別の研究費については、日本医療研究開発機構において、本部が作成する医療分野研究開発推進計画に基づいて、同機

構に置かれる研究マネジメントに秀でたプログラムディレクターのもとで、専門家の評価も得ながら、具体的研究テーマ等を決定し、配分していく考えであります。

継続的な医療分野の研究開発関連予算の確保に向けた政府の考えについてお尋ねがありました。平成二十六年度予算において、機構への集約対象となる予算として、御指摘の約一千二百億円のほかに、医療分野の研究開発関連の調整費百七十五億円を加え、対前年度比約四割増の約一千四百億円を確保するなど、施策の充実強化に努めてまいります。

今後とも、医療分野の研究開発を着実に推進するために、引き続き、必要な予算の確保に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

最先端の医療技術を担う人材の育成や、独創的ですぐれた研究者の養成等についてお尋ねがありました。

医療分野の研究開発力を高めるために、大学の医学部、大学院を一貫した研究医の育成や、多分野連携、産学連携によるメディカルイノベーション推進人材育成に取り組む大学への支援を行っているところであります。こうした取り組みを通じて、引き続き、医療分野の人材育成に積極的に取り組んでまいります。

研究者の流動化の問題について、政府の取り組みについてお尋ねがありました。

世界的にすぐれた人材の獲得競争が激化する

中、第一線級の研究者の多くは国や機関を超えた移動が常識となっており、我が国としても、独創的な研究成果を生み出す、世界第一級の人材の確保に努めることが重要であると考えています。

政府として、安倍総理が施政方針の中で掲げるように、我が国を世界で最もイノベーションに適した国とするために、イノベーション創出の基盤となる人材育成や基礎研究の推進、新たな研究開発法人制度の創設による研究者の処遇改善など世界最高の研究環境の整備、国際的な頭脳循環ネットワークを形成するための優秀な外国人研究者の受け入れ促進等によって、世界じゅうから超一流の研究者を獲得するための取り組みに、しっかりと対応してまいります。

独立行政法人改革についてお尋ねがありました。

我が国が医療分野の研究開発を戦略的に推進していくためには、専門的知見を有する組織により、大学、研究機関に対して、基礎から実用化まで切れ目のない支援を一体的に行う必要があり、そのため、医療分野の研究開発に特化した独立行政法人を新たに設立し、質の高い支援体制を構築するものとしております。

独立行政法人改革は、制度本来の趣旨にのっとって、政策実施機能の向上と官のスリム化を図るために、制度と組織の両面にわたり抜本的な見直しを行うこととしており、今国会に関連の法案を提出することとしております。

この改革による組織の見直しについては、単なる数合わせではなくて、真に法人の政策実施機能の強化に資する統廃合等を実施することとしております。

医薬基盤研究所と国立健康・栄養研究所の統合も、両法人が有する医薬品と食品、栄養に関する専門性の融合が図られ、生活習慣病分野の研究の促進が期待できることから、実施することとしております。

以上です。(拍手)

(国務大臣茂木敏充君登壇)

○国務大臣(茂木敏充君) 浦野議員にお答えをいたします。

私には、二問です。

最初に、医薬品、医療機器の研究開発成果の実用化を担うベンチャー企業の支援、育成についてであります。医薬品等の研究開発において、基礎研究から実用化に至るまでには、研究開発成果が効率的に事業化につながらない、いわゆる死の谷が存在すると言われております。これに対し、米国等では、ベンチャー企業が基礎研究を実用化につなぐ重要な役割を果たしていることは、議員御指摘のとおりであります。

これに対し、我が国では、ベンチャー企業に対する資金供給が十分ではなく、結果として、ベンチャー企業がリスクの高い研究開発に積極的に取り組めていないのが現状であります。

このため、これまでも産業革新機構や中小企業

基盤整備機構を通じてリスクマネー供給を行ってきたところでありますが、さらに、医薬品や医療機器を含めた健康・医療分野における資金面での支援を強化する観点から、二十五年度の補正予算において、産業革新機構及び中小企業基盤整備機構に対して、それぞれ、二百億円、十億円の、追加的な出資を手当てしたところであります。

これらの措置を通じて、医薬品や医療機器等の分野におけるベンチャー企業への資金供給を促し、研究成果の実用化を実現してまいります。

次に、高度な物づくり技術を有する中小企業等の活用についてであります。議員御指摘のとおり、医療分野の研究開発に、高度な物づくり技術を持つ我が国中小企業、小規模事業者の力を活用することは、極めて重要であります。

この観点から、経済産業省では、平成二十年度から三年間、全国三十力所の産学連携の研究開発拠点を整備していく中で、中小企業、小規模事業者も参加する形での医療分野の研究開発拠点についても、大阪大学における最先端医療イノベーションセンターを初め、十四力所で整備をしてまいりました。

これに加え、福島復興の観点から、福島県内に医薬品、医療機器等の研究開発拠点を整備すべく、取り組みを進めております。

また、医療機関と連携した中小企業、小規模事業者による医療機器開発に対する支援を実施しております。

本事業は、日本医療研究開発機構発足後に同機構に引き継がれる予定であり、物づくり中小企業等も参加した医療機器分野等の研究開発拠点の整備にもつながっていくものと考えております。

(拍手)

(国務大臣山本一太君登壇)

○国務大臣(山本一太君) 浦野議員から、基礎研究の重要性の認識についてのお尋ねがありました。

基礎研究は、人類の新たな知の資産を創出するとともに、世界共通の課題を克服する鍵となるものであり、独創的で多様な基礎研究の推進は、世界で最もイノベーションに適した国づくりに不可欠なものであると認識しております。

このため、科学技術イノベーション総合戦略においても、イノベーションの担い手の活躍の場となる大学や研究機関において独創的で多様な世界トップレベルの基礎研究の推進を国として一層強化することが必要であるとするなど、基礎研究の推進を図ることとしています。

基礎研究分野の研究費については、所要経費の確保に努めるとともに、競争的資金の使い勝手の改善や制度の再構築に取り組むこととしております。

研究不正の防止のための管理体制の構築についてのお尋ねがありました。

科学研究は、研究者が高い倫理のもと公正に行うべきものであることから、不正が行われた場合

は、その責任は、一義的には研究者が負うべきものだと考えております。

一方、不正の再発防止や原因の究明等の観点から、例えば、研究機関内にコンプライアンス推進担当責任者を配置し、責任の範囲を明確化するなど、不正が生じないようなガバナンス体制を強化することも重要と考えております。

政府においては、これまで、総合科学技術会議が示した方針に基づき、関係各省において不正防止の指針を整備するなど対応してきたところですが、今後は、各府省に対し、研究機関における組織的な取り組みを強化するなど、不正防止に向けた対応を促してまいります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、濱地雅一君。

(濱地雅一君登壇)

○濱地雅一君 公明党の濱地雅一です。

公明党を代表し、ただいま議題となりました、健康・医療戦略推進法案、及び独立行政法人日本医療研究開発機構法案、いわゆる日本版NIH法案について、菅官房長官に質問をいたします。(拍手)

まず、この法案の必要性についてお聞きいたします。

日本の健康・医療分野の研究開発の司令塔機能を果たす日本版NIH構想の発表以来、その動向が注目されてまいりました。

実は、私の父親も、加齢黄斑変性と腎臓疾患に

よる透析治療に苦しんでおりまして、日本の医療研究がスピード感を持つて推進されることを望む国民の一人でもあります。

これまで厚生労働省を初め文部科学省、経済産業省など各省でばらばらだった予算を一本化し、医療産業の競争力強化に取り組むことが狙いである日本版NIHの実現によって、医療分野における基礎研究から医薬品、医療技術の実用化まで、切れ目のない支援が可能になると期待をされております。

これまで、日本の研究開発は、基礎研究は文科省、人を対象とした臨床試験、治験は厚生省、医薬品をつくるための製造過程は経産省と、各工程における所管が縦割りになっており、効果的な予算配分ができなかった。この点が改善されることを、まず、高く評価したいと思います。

我が国は、iPS細胞の研究の成果を発表した山中伸弥京都大学教授がノーベル賞を受賞したように、基礎研究の分野では、世界でもトップレベルであります。

しかし、それを具体化するための臨床・実用化分野では、世界におくれをとっているのが現状です。つまり、創薬や医療機器の安全性、有効性を調べる臨床応用には、この基礎研究の成果が十分に生かされていない。

各省に分散する研究開発を集約して、効率よく進める環境をつくり、研究成果を早期の新薬開発や医療機器の実用化につなげることが強く求めら

れています。

以上の点を踏まえ、今までの我が国の医療研究のやり方のどこに問題があったのか、また、日本版NIHができれば、今後どのように改善されるのか、お答えください。

次に、日本版NIHを日本独自のものとして具体的にどのように育てていくのか、日本版の意義を伺います。

よく比較に出されるアメリカのNIHは、百年を超える歴史と伝統のある世界有数の医学、生物学の研究拠点です。そこには疾患別に二十七の研究施設が設置され、約六千人の研究者を抱える、年間予算も三兆円に上る大組織です。日本がこれから予定する規模と比べると、予算や従事する人の数には格段の差があると言われています。

しかし、私は、日本とアメリカでは国民性や社会構造が異なることから、一概にこの批判は当たらないと考えております。むしろ、国民皆保険制度を有する我が国においては、国民が医療サービスを受けられる環境があるため、アメリカ等に比べ、開発された医療技術の需要は格段に高く、十分にその発展性の余地があると考えております。

アメリカ以外に目を向けても、アジアでは、中国を初め、シンガポールや台湾、韓国などが台頭し、医療研究分野は激しい競争にさらされております。

しかし、世界最速のスピードで超高齢化社会を

迎える我が国こそが、世界の先頭に立つてこの分野を推進すべきです。

例えば、高齢化に伴い我が国の認知症患者の割合は急増しており、最新の統計では、罹患者が四百万人以上いるとの数字が出ております。予備群を含めると、その数は、さらに大きくふえます。仮に認知症患者が一刻減れば、将来的な医療・介護費用は年間五千億円削減できるとの試算があり、健康寿命が延びることで、労働人口の増加にもつながります。

また、日本人の死亡原因の一位であるがんや、これから積極的に保険適用の対象が拡大される難病対策も、我が国が先頭に立つて取り組むべき大きなテーマです。

そこで、我が国独自のNIHの具体的な姿をどのように考えるか、アメリカなどとはどのように違うのか、具体的なイメージを提示してください。

次に、研究者の自由な発意による研究の成果を戦略的に集約する方法についてお尋ねいたします。

各省ばらばらの予算を一本化し、医療産業の競争力強化に取り組むことが今回の改革の眼目ですが、一方で、新しい独立行政法人が一元的に管理する予算からは、文科省の基礎研究分野である科学研究費補助金が除かれております。

基礎研究は研究者の自由な発意によるボトムアップ型の提案が大切であるとの説明は理解でき

ますが、ボトムアップ型の自由な発意による基礎研究と、トップダウンで戦略的、統一的に予算管理をしていくことは、一見矛盾するようにも感じます。

戦略的、統一的に医療分野を発展させるためには、基礎研究分野の予算管理権限も新しい独立行政法人に移行させるべきではないかとの指摘もございます。

そこで、なぜ文科省に科学研究費補助金の管理権限を留保したのか、その理由をお示しした、だくとともに、研究者が自由に発掘したシーズ、つまり研究の種を、どのようにして戦略的、統一的なシームレス、つまり集約化、実用化に移行させるのか、そのためのスキームをお示しくください。

日本版NIHの成功の鍵は、人材の確保である。これが最重要課題であると言つても過言ではないと思つております。

司令塔部分の健康・医療推進本部には医療関連の有識者を集めた専門調査会を置き、専門的見地から助言を行うことが予定されております。

しかし、実際のオペレーションの現場において適切な監督、助言が行われることが重要ではないでしょうか。現場で監督、助言を行うプログラムディレクターやプログラムオフィサーの存在が大きいと思ひます。

したがつて、実際の現場においては、医療分野の専門家に限らず、例えば、特許やIT関連、起業化の方法を知る多様な人材を集めることが大切

ではないでしょうか。医療分野以外の有能な経験者を採用すべきと考えますが、その予定があるのか、お伺いをいたします。

理化学研究所がイギリスのネイチャー誌に発表したSTAP細胞の論文に疑義が生じてしまいました。期待が大きかっただけに、仮に不正が事実であれば、大変に残念に思ひます。

研究の公正性を担保すること、これが重要であり、不正を厳しく監視する必要があると考えますが、新しい独立行政法人においては、チェック体制、監視体制をどのように考えているのか、お答えください。

安倍政権では、健康・医療分野の推進を日本再興戦略の目玉の一つとして位置づけられました。

海外では、新しい医療技術は、大学などから出て、それをベンチャー企業が投資、実用化し、企業が販売するというパターンになっており、十分な資金供給環境が整つております。

しかし、日本では、実用化を担うベンチャー企業が十分に成長していないのが実情です。また、製薬会社等の企業も、実用化には莫大な資金と時間がかかることなどから、リスクを恐れて、なかなかこの分野に大量の資金を思い切つて投資ができません。結果、日本発の基礎研究の成果は、海外製薬メーカーが実用化し、日本に逆輸入されているというのが今の現状です。医薬品及び医療機器は輸入超過の状態にあり、その額は、年間二兆円にも上つております。

そこで、NIHを使つて、どう医薬品、医療機器分野を成長産業としていくのか、成長戦略の観点から捉えたNIHの意義や、有効な投資市場を育てる方策をどう考えるのか、お答えください。

最後に、国民の健康・医療政策を最重要課題としてこれまで取り組んできた公明党の一員として、日本の健康・医療分野の英知が世界を牽引し、真の成長産業に発展することで、その恩恵を受ける患者の皆様が安心して生活できる環境が早期に整備されるよう、切に願ひます。

また、介護まで含めた健康・医療分野に従事する人々が自信を持つて業務に邁進できる日本を目指すことを決意し、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣菅義偉君登壇)

○国務大臣(菅義偉君) 我が国の医療分野の研究開発の課題と対応についてお尋ねがありました。

これまで我が国が実施する医療分野の研究開発は、各省及びその所管する独立行政法人等においてそれぞれが支援をしているために、基礎から実用化までの切れ目のない支援が十分にできておらず、すぐれた基礎研究のシーズが必ずしも実用化に結びついていないとの問題が指摘をされてきたところであります。

このため、内閣に、司令塔となる健康・医療戦略本部を設けるとともに、そのもとに、国が研究費の配分機能等を集約する日本医療研究開発機構を設置することとしたものであります。これに

よつて、基礎から実用化まで切れ目のない研究支援が可能となるなど、医療分野の研究開発が戦略的に推進されることができるといふふうに考えております。

日本医療研究開発機構の組織及び機能と米国のNIHとの違いについてお尋ねがありました。

米国の国立衛生研究所は、研究領域ごとに分権化された二十七の独立した研究所等で構成をされ、各研究所がみずから研究開発を実施することにも、研究費の配分等を行つていくといふふうに認識をいたしております。

一方、我が国における研究開発推進体制を考えるに当たつては、我が国の実情も十分勘案したものとする必要があります。

日本医療研究開発機構は、米国とは異なり、医療の研究領域間の連携を十分に図ることにより一体的な運営を行う組織として、また、自前の研究所を持たず、研究費の配分、研究管理・支援等に特化した法人としたものであります。

文部科学省の科学研究費助成事業について日本医療研究開発機構へ集約しなかつた理由、及び基礎研究の成果を機構へ移行するスキームについてお尋ねがありました。

日本医療研究開発機構が集約して配分する予算は、国が定めた戦略に基づくトップダウンの研究を行うために、研究者や研究機関に配分される研究費等に係るものであります。

一方、将来にわたる科学技術的新知見やイノ

ページシヨンの芽を絶え間なく育んでいくためには、文部科学省の科学研究費助成事業のような、研究者の自由な発想に基づくボトムアップ型の基礎研究も重要であるために、機構への集約の対象とせず、引き続き日本学術振興会を通じて配分することといたしました。

なお、科学研究費助成事業の成果のうち、すぐれたものについては、日本学術振興会等から機構に円滑に移行して、実用化に向けた支援につなげていくことにいたしております。

日本医療研究開発機構における医療分野以外の有能な経験者の確保に向けた政府の考えについてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、基礎研究の成果を実用化につなげるためには、知的財産の管理や成果の実用化等に関して専門的な知見を有する多様な人材を確保することが極めて重要だと考えています。

このため、来年四月の設立に向けて、日本医療研究開発機構において医療分野以外の専門的な知見を有する人材が確保することができるよう、今後、しっかりと努めてまいります。

日本医療研究開発機構における研究不正のチェック機能に関する政府の考え方についてお尋ねがありました。

革新的な医療技術の実用化等に向けた取り組みを進めていくために、研究不正により我が国の研究の信頼性が低下するような事態は看過できないというふうと考えております。各省と連携をし

て、その対応にしっかりと取り組んでまいります。

御指摘の日本医療研究開発機構においても、みずから配分する研究費により実施される研究に對して、専門の部署を置き、公正かつ適正な実施の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、こうした取り組みを通じて、蓄積されるノウハウを政府全体の不正防止策にも活用できるのではないかと考えております。

医療分野の研究開発に関する政府の取り組みについてお尋ねがありました。

医薬品、医療機器を含む医療分野の研究開発については、健康・医療戦略推進本部のもとに、この医療研究開発機構が、専門的な知見を有する者による基礎から実用化までの切れ目のない支援を行うこととしており、基礎研究の成果をいち早く実用化につなげる体制整備を進めることによつて、革新的な医薬品を世界に先駆け開発し、提供することを目指してまいります。

これらの成果をいち早く世界に輸出し、世界で拡大するこのマーケットを獲得することで、我が国の医療関連産業の成長等に寄与するものと考えています。

以上です。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 以上をもつて、本日予定されておりました質疑は終了いたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十七分散会

出席国務大臣

財務大臣	麻生 太郎君
厚生労働大臣	田村 憲久君
農林水産大臣	林 芳正君
経済産業大臣	茂木 敏充君
国務大臣	菅 義偉君
国務大臣	山本 一太君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成二十六年度一般会計予算

平成二十六年度特別会計予算

平成二十六年度政府関係機関予算

一、去る二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

所得税法等の一部を改正する法律

地方法人税法

地方税法等の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

一、去る二十日、安倍内閣総理大臣から伊吹議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第一四〇号

平成二十六年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

私は、平成二十六年三月二十三日(日)午前九時四十五分羽田空港発、三月二十六日(水)午後五時十五分同空港着の予定で、オランダ王国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る十九日、会計検査院長河戸光彦君から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「生活保護の実施状況について」

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 補欠

上杉 光弘君	大塚 高司君
清水 誠一君	大岡 敏孝君
湯川 一行君	島田 佳和君
浅尾慶一郎君	佐藤 正夫君
大岡 敏孝君	清水 誠一君
大塚 高司君	上杉 光弘君
島田 佳和君	湯川 一行君
佐藤 正夫君	浅尾慶一郎君

(議案付託)

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

内閣府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号) 内閣委員会 付託

少年法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号) 法務委員会 付託

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

以上二件 財務金融委員会 付託

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号) 文部科学委員会 付託

貿易保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号) 経済産業委員会 付託

一、去る十八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

水循環基本法案(国土交通委員長提出、参法第三号(予))

雨水の利用の推進に関する法律案(国土交通委員長提出、参法第四号(予))

以上二件 国土交通委員会 付託

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

水循環基本法案(参議院提出、参法第三号) 雨水の利用の推進に関する法律案(参議院提出、参法第四号)

以上二件 国土交通委員会 付託

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案(内閣提出第一八号) 国土交通委員会 付託

総務委員会 付託

(議案送付)

一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

雇用保険法の一部を改正する法律案

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

放送法の一部を改正する法律案(原口一博君外三名提出)

(議案通知書受領)

一、去る二十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成二十六年度一般会計予算
平成二十六年度特別会計予算

平成二十六年度政府関係機関予算
所得税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の見直しに関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

我が国邦人が北方領土に入域した際の政府の対応等に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

医師又は保健師による労働者のストレスの状況を把握するための検査の義務付けに関する再質問主意書(小池政就君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

介護保険法の一部改正案に関する質問主意書(中根康浩君提出)

医療費にかかる消費税のあり方に関する質問主意書(河野正美君提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

群馬県内における有毒物質を含む疑いのある鉄鋼スラグの使用実態に関する質問主意書(石関貴史君提出)

介護保険法改正に関する再質問主意書(中根康浩君提出)

一、昨二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

公的支援を受けている日本航空が法人税負担を免れている件に対する財務大臣の見解に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

(答弁書受領)

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員渡辺喜美君提出子どもの連れ去りの問題に関する質問に対する答弁書

平成二十六年三月七日提出
質問 第六九号

子どもの連れ去りの問題に関する質問主意書

提出者 渡辺 喜美

子どもの連れ去りの問題に関する質問主意書

「子どもの連れ去り」の問題に直面している方々からは、多くの罪なき親子が裁判官らによる誤った判断によって、その関係を引き裂かれ、場合によっては自殺や虐待死に追い込まれているとの声が多数寄せられている。このような「子どもの連れ去り」による被害はもはや看過できない状況に

達しているとの危機認識を踏まえ、以下質問する。

一 平成二十三年の民法改正により民法第七百六十六条において親子の面会交流権については子の利益を最も優先して考慮しなければならぬと規定された後もかかる状況に変化は見られない。

私が、「子どもの連れ去り」問題に関し、平成二十五年三月五日の衆議院本会議において改正民法第七百六十六条の趣旨が裁判所の実務運用において徹底されていない旨の指摘を行ったところ、安倍総理からは「民法第七百六十六条の改正趣旨を広く一般に周知徹底していく」旨の答弁がなされているところである。

このように立法府による民法第七百六十六条改正の趣旨、そして行政府の民法第七百六十六条の改正趣旨を徹底するとの意思が明らかであるにもかかわらず、法改正から三年、安倍総理の答弁から一年以上経過してもなお、司法府たる裁判所の実務運用に変化は全く見られない。

このように、司法府たる裁判所は、立法府や行政府の意向と関係なく、民法第七百六十六条改正の趣旨と「子どもの連れ去り」の実態を無視したまま、その結果、漫然と多くの国民を絶望に追い込む結果を招来している。

そこで、本年三月七日において寺田逸郎最高裁判所判事を次の最高裁判所長官に指名する旨

を閣議決定し、裁判所も新体制となるこの機をとらえ、次の最高裁判所長官に対し、司法行政の長として、民法第七百六十六条の法改正の趣旨を含め、法制定・法改正の趣旨に合わせ全裁判官に先例を改めさせる指導力を発揮するよう要請することが重要だと思いがいかか。政府の見解をお答えいただきたい。

二 法制定・法改正の趣旨が裁判実務においても徹底されていることを内閣としても把握することが責任ある行政府の姿として重要である。政府において、民法第七百六十六条の改正を受けて裁判実務に変化がみられているかについて、実態調査を行う意向があるか、政府の見解をお答えいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第六九号
平成二十六年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員渡辺喜美君提出子どもの連れ去りの問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員渡辺喜美君提出子どもの連れ去りの問題に関する質問に対する答弁書

一について
一般に、裁判官は、個別具体的な事案におい

て、法の趣旨にのっとり適切な判断をしているものと承知しているところ、政府が御指摘のよう「次の最高裁判所長官に対し、・・・全裁判官に先例を改めさせる指導力を発揮するよう要請すること」は、司法権の独立の観点から、相当でないものと考えます。

なお、政府としては、引き続き、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百六十六条の改正趣旨の周知徹底に努めてまいりたい。

二について

裁判実務に関する司法統計については最高裁判所において公表されているところ、これを超えて、政府が御指摘のように「裁判実務に変化がみられているかについて、実態調査を行う」ことは、司法権の独立の観点から、相当でないものと考えます。

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中根康浩君提出社会保険料算出における「交通費」の取り扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出所得税法の「寡婦控除」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出NHK会長が理事に辞表提出を求めた件等に対する政府の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出ウクライナ情勢に係る駐ウクライナ日本国特命全權大使の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出「普天間飛行場の五年以内運用停止」等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出内閣法制局長官の答弁のあり方等に関する質問に対する答弁書

平成二十六年三月十一日提出
質問 第七〇号

社会保険料算出における「交通費」の取り扱いに関する質問主意書

提出者 中根 康浩

社会保険料算出における「交通費」の取り扱いに関する質問主意書

高齢化が進む我が国において、親の介護の問題は政府が取り組むべき重大な国民的課題と考える。

介護を家族が担う場合、生活や仕事と介護の両立が不可欠である。

例えば、仕事を続けながら親の介護を担う場合、所属する職場の理解の下、介護を要する親と同居しながら、新幹線などを利用して職場へ遠距離通勤を余儀なくされる場合がある。この場合、本人はもとより職場にとっても社会保険料の負担が重いものとなり、生活や経営を圧迫することになる。

社会保険料の算定基準となる「標準報酬」を算出

する際には交通費を算入することになっている

が、遠距離通勤の場合交通費が増加するため、

「標準報酬」が引き上がり、折半で拠出するので、

本人と事業主の両者の負担が重くなり、生活と事

業経営を圧迫する。

以上を踏まえて、以下の質問をする。

一 事業主にとつても、本人にとつても、「交通

費」は経費である。その「交通費」が社会保険料

算定に含まれる理由は何か。政府のご見解を示

されたい。

二 消費税の引き上げにより、可処分所得は増え

ない中、「交通費」が上がり社会保険料が引き上

がるケースがあることについて、どのように考

えるか。政府のご見解を示されたい。

三 社会保険料負担増を避けるため、事業主とし

て、親の介護などのための遠距離通勤を嫌がら

れることにより、親の介護をあきらめるか。介

護のために離職するか。事業主にとつても本人

にとつてもメリットのない選択を迫られるケー

スが生じることについて、政府のご見解を示さ

れたい。

四 このようなことから、「交通費」を社会保険料

の算定に含めることの見直しを政府として検討

する考えはないか。ご見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第七〇号

平成二十六年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員中根康浩君提出社会保険料算出にお

ける「交通費」の取り扱いに関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出社会保険料算出

における「交通費」の取り扱いに関する質問

に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「交通費」の意味するところが必ずし

も明らかではないが、健康保険及び厚生年金保

険(以下「社会保険」という。)における報酬(以下

「報酬」という。)とは、賃金、給料、俸給、手

当、賞与その他いかなる名称であるかを問わ

ず、労働者が、労働の対償として受ける全ての

ものをいうところ、通勤に要する費用を支弁す

るために支給される手当(以下「通勤手当」とい

う。)については、実費弁償の形で事業主が負担

するものとは異なるものであり、使用者が支給

することは法律上義務付けられておらず、ま

た、現実にも通勤手当の支給がない事業所も存

在することから、社会保険の保険料(以下「社会

保険料」という。)の算定の基礎となる報酬に含

まれるものと考えている。また、通勤手当の増

額により報酬が増えることに伴い、社会保険料

が増える場合があり得ることは承知している

が、これは、報酬が増えたことによる結果であ

ると考えている。

三及び四について

御指摘の「事業主にとつても本人にとつても

メリットのない選択を迫られるケース」の意味

するところが必ずしも明らかでないため、お尋

ねについてお答えすることは困難であるが、社

会保険料の算定における通勤手当の取扱いにつ

いては、平成二十四年九月に厚生労働省内に設

置された検討会において、報酬であつて社会保

険料の算定対象に含まれていないものはないこ

と、仮に、通勤手当を社会保険料の算定の基礎

から除いた場合には、算定の基礎となる報酬が

減少することにより保険料収入が減少し給付や

保険料の負担の在り方の見直しが必要となるこ

と、通勤手当の支給状況の違いにより通勤手当

を支給する企業から通勤手当を支給しない企業

へ社会保険料の負担が移転することなど様々な

論点が見出されており、御指摘の「交通費」を社

会保険料の算定に含めることの見直し」につい

ては、特定の論点のみをもつて検討すべき問題

ではないと考えている。

平成二十六年三月十一日提出
質 問 第 七 一 号

所得税法の「寡婦控除」に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

所得税法の「寡婦控除」に関する質問主意書

平成二十五年十二月の臨時国会において民法が

改正され、結婚している男女間の子どもと、結婚

していない男女間の子どもの遺産相続における相

続分は平等になった。

しかし、依然として、所得税法における「寡婦

控除」は、死別や離別など、過去に結婚歴のある

一人親を対象とし、同じ一人親でも結婚歴のない

場合は対象としていない。控除が適用されない場

合、納税額が増え税額に応じて負担する保育料な

どの生活に係る負担が重くなる。

結婚歴の有無で、一人親世帯や、その子どもに

格差が生じるのは不合理であると考えている。

従つて、「寡婦控除」に係る所得税法を改正し

て、「寡婦控除」の適用を「結婚歴のない一人親」に

拡大する改正を行うか、もしくは、保育料の減免

についていわゆる「寡婦控除のみなし適用」の促進

について、自治体と協議することなどを検討すべ

きと考える。政府のご見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第七一号

平成二十六年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員中根康浩君提出所得税法の「寡婦控除」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出所得税法の「寡婦控除」に関する質問に対する答弁書

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の寡婦控除(以下「寡婦控除」という。)は、配偶者と死別し、又は離婚した後に扶養親族を扶養しなければならぬ事情などに配慮して設けられたものである。

御指摘のように寡婦控除の適用を「結婚歴のない一人親」に拡大するため同法の改正を行うことについては、平成二十五年十二月十二日に与党が取りまとめた「平成二十六年度税制改正大綱」において、「寡婦控除については、家族のあり方にも関わる事柄であることや他の控除との関係にも留意しつつ、制度の趣旨も踏まえながら、所得税の諸控除のあり方の中で検討を行う。」とされたことから、政府としては与党における検討を踏まえて対応してまいりたい。

保育所の保育料については、保育の実施義務を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長

が、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十六条第三項の規定に基づき、保育費用を扶養義務者等から徴収した場合に家計に与える影響を考慮して定め徴収することとされており、その算定に当たって、「結婚歴のない一人親」について寡婦控除相当分の所得を控除する取扱いを行うことが適切かどうかについては、各市町村において判断されるものと考えている。

なお、同法第五十三条及び児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第四十二条第三号の規定に基づく保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額は、公平性の観点から所得税及び市町村民税の課税状況に応じて算定している。

平成二十六年三月十一日提出
質問 第七二号

NHK会長が理事に辞表提出を求めた件等に対する政府の見解に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

NHK会長が理事に辞表提出を求めた件等に対する政府の見解に関する再質問主意書

本年一月二十五日、日本放送協会(NHK)の会長に就任した榑井勝人氏が就任記者会見を行った際、いわゆる従軍慰安婦問題について「戦争地域にはどこにもあったと思う」、尖閣諸島、竹島について「国際放送で尖閣、竹島など領土問題につ

いて明確に日本の立場を主張するのは当然だ」等、我が国の歴史、領土問題等に関連する発言をした。右につき、衆議院予算委員会をはじめ国会の場で種々追及がなされ、榑井会長は一度は国会の場で謝罪をし、撤回をしたにもかかわらず、二月十二日、NHK経営委員会で「大変な失言をしたのでしようか」と、自身の発言を正当化する旨の発言をした。それを受け榑井会長は、NHK経営委員会においても異例となる二度目の注意を二月二十五日に受けている。更に同日、衆議院総務委員会において、NHKの理事十名全員が答弁に立ち、日付欄を空白にした辞表を榑井会長に提出させられたことを明らかにしている。右の一連の経緯と「前回答弁書」(内閣衆質一八六第五五号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、前文で触れた榑井会長の各種発言や、榑井会長が理事全員に辞表を提出させたことに対する政府、特に新藤義孝総務大臣の見解を問い、榑井会長に対して何らかの意見を伝える考えはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「見解を述べることは差し控えない」、「意見を伝える考えはない」との答弁が繰り返されている。これらの答弁を起草した者の官職氏名を全て明らかにされたい。

二 政府、新藤大臣として、前文で触れた一連の榑井会長の言動につき、何の問題意識も有していないのか。

三 本年一月二十五日の記者会見以来、榑井会長

は自身の言動が元となる騒動が絶えず、すでに二度も経営委員会から注意を受ける事態を招いている。右は極めて異例のことであり、榑井会長はすでにNHK会長としての職責を果たせる状況にはないと考える。右に関する政府、新藤大臣の見解を問うたが、「前回答弁書」では「先の答弁書(平成二十六年二月二十一日内閣衆質一八六第三二号)三についてでお答えしたとおりである」との答弁がなされているのみである。右答弁は、「日本放送協会の会長の任命及び罷免については、経営委員会の権限とされており、政府として見解を述べることは差し控えたい。」というものであるが、当方は榑井会長を巡る情勢に関する政府の見解を問うているのみである。榑井会長は、NHK会長としての職責を果たせる状況にあるか。政府、新藤大臣の見解を再度問う。

四 NHK会長を罷免する権限を有するのは経営委員会であり、経営委員会委員の任命は、国民の代表である国会議員により国会によつて決められる国会同意人事であると承知するが、確認を求める。

五 四の経緯から考えるならば、新藤大臣、政府として、NHK経営委員会に対し、榑井会長の出処進退に関し、意見を伝えることは出来るのではないのか。

右質問する。

内閣衆質一八六第七二号

平成二十六年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出NHK会長が理事に辞表提出を求めた件等に対する政府の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出NHK会長が理事に辞表提出を求めた件等に対する政府の見解に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの答弁書は、総務省情報流通行政局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

二について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十六年三月七日内閣衆質一八六第五五号。以下「前回答弁書」という。)二について及び五についてでお答えしたとおりである。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二十九条第一項第二号及び第五十五条第一項の規定により、日本放送協会(以下「協会」という。)の役員の職務の執行の監督及び協会の会長の罷免については、経営委員会の権限とされており、

政府として見解を述べることは差し控えたい。

四について

協会の会長の罷免については、三についてでお答えしたとおり、経営委員会の権限とされている。

協会の経営委員会の委員の任命については、先の答弁書(平成二十六年二月二十一日内閣衆質一八六第三二号)四についてでお答えしたとおり、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとされている。

五について

お尋ねについては、前回答弁書八についてでお答えしたとおりである。

平成二十六年三月十一日提出
質 問 第 七 三 号

ウクライナ情勢に係る駐ウクライナ日本国特命全権大使の発言に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

ウクライナ情勢に係る駐ウクライナ日本国

特命全権大使の発言に関する質問主意書

本年三月六日付産経新聞に、「露は世界の安保秩序揺るがす」との見出しで、坂田東一駐ウクライナ日本国特命全権大使の発言が掲載されている。右記事(以下、「産経記事」とする。)を踏まえ、以下質問する。

一 一般に、我が国の特命全権大使が、政府、外務省の公式見解と反する内容の発言をすることは許されるか。許されるのなら、それはどのような場合においてか説明されたい。

二 政府、特に外務省として「産経記事」を承知し、その内容を把握しているか。

三 「産経記事」によると、坂田大使は本年三月五日に産経新聞と会見しているとのことであるが、右会見につき、政府、特に外務省として坂田大使より事前に報告を受けていたか。また、同省より右会見に際しての対外応答要領は作成され、それは坂田大使に渡されていたか。

四 坂田大使は「産経記事」の中で、ウクライナ情勢について触れている。現在のウクライナ情勢に対する政府、特に外務省の見解を示されたか。

五 「産経記事」の中には、「国際的な約束を破り、世界の安保秩序を脅かしている」との、ロシアに関する坂田大使の発言が掲載されている。右は、政府、外務省としての公式見解であるか。ウクライナ情勢に関連し、ロシアは国際的な約束を破り、世界の安保秩序を脅かしているか。政府、外務省は認識をしているのか。

六 「産経記事」の中には、「日本は親欧米路線にかじを切ったウクライナの改革を支援すべき」と坂田大使が述べた旨の記述がある。右は、政府、外務省としての公式見解であるか。親欧米

路線にかじを切ったウクライナの改革を支援すべきであると、政府、外務省として認識しているか。

七 「産経記事」には、「坂田大使は(中略)ヤヌコビッチ前政権が『ファミリー』と呼ばれる汚職まみれの一族寡占体制を構築し」と書かれているが、右は政府、外務省の公式見解であるか。ウクライナのヤヌコビッチ政権が汚職にまみれた一族寡占体制を構築していたと、政府、外務省は認識しているか。

八 ヤヌコビッチ政権が腐敗政治を行っていたことは承知しているか。現政権もアンチ・セミティズム(反ユダヤ主義)さらにはナチス・ドイツに協力したウクライナ人国粋主義、バンデラ主義(第二次大戦中ナチスドイツに協力したステパン・バンデラの考え)の信奉者らが、武器を持たない警官らに対し火炎瓶を投げ付け治安維持部隊に暴力をふるい銃を乱射し政権を奪っている。現在のウクライナ政府には危険な民族排外主義的傾向があるが、その現政権を日本政府としてどう評価するか。

九 「産経記事」には、「坂田大使は(中略)『現実がわからなくなり国民に銃を向けたことが政権崩壊を招いた』と分析し、『その責任は(前政権の)政治にある』と断定した」との記述があるが、右は政府、外務省の公式見解であるか。ウクライナのヤヌコビッチ政権は現実を認識することが

できなくなり、国民に銃を向けたことで崩壊したと、政府、外務省は認識しているか。

十 「産経記事」には、坂田大使が「ロシアについては『ロシア系住民保護にしてもまずは外交で解決を目指すべきで、それをやらずしていきなり軍による圧力を強めるという常識を超えた行動は理由が何であれ、認められるものではない』と言明」との記述があるが、右は政府、外務省の公式見解であるか。今回のウクライナ情勢に関し、ロシアがロシア系住民を保護するため、外交での解決を目指すことなく、いきなり軍による圧力を強めたこと、またそのような行為は常識を超えたものであったと、政府、外務省は認識しているのか。

十一 「産経記事」には、坂田大使が「独立後わずか二十二年しかたっていないウクライナの領土保全の重要性を力説し、『日本は、独立した司法や検察のあり方、汚職を防ぐ政治システム構築などの抜本的な改革で協力すべきだ』と語った」との記述があるが、右は政府、外務省の公式見解であるか。政府、外務省として、ウクライナの領土を保全することが重要であり、我が国として独立した司法や検察のあり方、汚職を防ぐ政治システムの構築等の改革で協力すべきであると認識しているか。

十二 「産経記事」に書かれている坂田大使の一連の発言は適切であるか。政府、外務省として、

一連の発言に関し、坂田大使に何らかの意見を伝えているか。

右質問する。

内閣衆質一八六第七三号

平成二十六年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ウクライナ情勢に係る駐ウクライナ日本国特命全権大使の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出ウクライナ情勢に係る駐ウクライナ日本国特命全権大使の発言に関する質問に対する答弁書

一について

日本政府を代表する立場にある特命全権大使に具体的にとどのような内容の発言が許されるかについては、個別の事情に即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、政府を代表して行う発言が日本政府の見解に反することは許されない。

二について

御指摘の記事の内容は承知している。
三から六まで及び十から十二までについて
政府としては、ウクライナ情勢が平和的手段によって解決されることを強く期待し、全ての

当事者が自制と責任を持つて慎重に行動し、関連国際法を完全に遵守すること及びウクライナの主権と領土の一体性を尊重することを強く求めている。また、平成二十六年三月三日に発出されたウクライナに関する七か国首脳声明においては、ロシア連邦によるウクライナの主権と領土の一体性の明確な違反を非難するとともに、これは国連憲章等に違反するものであるとしており、政府としてはこの認識を支持している。政府は、ウクライナの経済状況の改善と、緊張緩和のための対話と透明性の促進に向けた支援を検討・実施していく考えである。御指摘の会見について、在ウクライナ日本国大使館から外務本省に対して事前の報告はなかったが、当該会見における坂田東一ウクライナ駐劄特命全権大使（以下「坂田大使」という。）の発言は、先に述べた政府の立場を基本的に踏まえて行われたものと考えており、外務省として坂田大使に対して特段の意見は伝えていない。

七から九までについて

ウクライナの新旧政権に関する見方については様々であると承知しており、こうした中で坂田大使は個人の見解を述べたものと考えている。いずれにせよ、政府としては、同国の現暫定内閣は、最高会議の承認を受けているものと認識している。

平成二十六年三月十二日提出
質 問 第 七 四 号

「普天間飛行場の五年以内運用停止」等に関する再質問主意書

提出者 照屋 寛徳

「普天間飛行場の五年以内運用停止」等に関する再質問主意書

私が、平成二十六年二月二十日付で「普天間飛行場の五年以内運用停止」等に関する質問主意書を提出したところ、同年二月二十八日付で政府答弁書を受領したものである。

ところが、私の右質問主意書第一項第三項に対する政府答弁は、まるで木で鼻を括ったような、不誠実で無内容な回答になっている。

右質問主意書でも触れたとおり、二〇一三年十二月十七日開催の「沖縄政策協議会」において、沖縄県から「沖縄振興及び基地負担の軽減に関する要請について」と題する要請書が提出された。当該要請書の中で、基地負担軽減に関する四項目の第一番目に挙げられている「普天間飛行場の五年以内運用停止、早期返還」は、私を含めて、多くの沖縄県民が強い関心を抱いているところである。

安倍総理は、同年十二月二十五日、総理大臣官邸における仲井眞沖繩県知事との面談の席上、「（）要望は沖縄県民全体の思いとしてしっかりと受け止め、日本政府としてできることは全て行う

というのが安倍政権の基本姿勢であります」と述べている。

然るに、「普天間飛行場の五年以内運用停止」の具体的な内容に関しては、安倍総理、仲井眞沖縄県知事ともに、実に抽象的で、曖昧模糊とした表現でのやり取りに終始し、双方が何となくわかったような不確かな状態で「口約束」を交わしたに過ぎないまま、今日に至っているのである。

にもかかわらず、仲井眞沖縄県知事は、安倍総理の口頭による回答を「驚くべき立派な内容」と評価し、同年十二月二十七日、先に防衛省沖縄防衛局から提出されていた普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請について「承認」した。

私は、普天間飛行場の辺野古移設、仲井眞沖縄県知事による右公有水面埋立承認申請「承認」に断固として反対の立場である。

「普天間飛行場の五年以内運用停止」の具体的な内容が不明のまま、同飛行場の辺野古移設を進めることは、何ら担保のない「空手形」であり、沖縄県民を口頭了解の「口約束」で騙す、まやかしてしかない。

以下、再質問する。

一 日米安全保障条約第六条の規定に基づき、政府が米国政府に提供している沖縄県内の各施設及び区域(米軍基地)については、一九七二年五月十五日付日米合同委員会承認の施設分科委員会(覚書)文書(以下、「五・一五メモ」という)

で、その使用主目的や使用期間等が定められているものと承知している。

安倍総理が仲井眞沖縄県知事から要請を受けた「普天間飛行場の五年以内運用停止」とは、「五・一五メモ」で定める普天間飛行場の使用主目的である「飛行場」としての機能停止を意味するのか、政府の見解を示されたい。

なお、普天間飛行場の使用主目的である「飛行場」としての機能を停止し、同飛行場の使用主目的に変更がある場合、新たに日米合同委員会の承認(いわゆる日米合同委員会合意)が必要になるのか、政府の見解を示されたい。

二 現在、普天間飛行場に所属する米軍機について、機種毎に駐留機数及び運用状況を明らかにした上で、「普天間飛行場の五年以内運用停止」とは、係る全ての米軍機の運用状況が五年以内に停止されるとの認識か、政府の見解を明らかにされたい。

三 政府は、普天間飛行場の「運用停止」をどのような状態だと認識しているか、明確に示されたい。

四 安倍総理は、二〇一三年十二月二十五日の総理大臣官邸における会談の場で、仲井眞沖縄県知事に対し、普天間飛行場の「運用停止」を「五年以内」に表現することを「約束」したとの認識か、態度を明確にされたい。

五 沖縄県の又吉知事公室長は、去る三月五日の沖縄県議会で「普天間飛行場の五年以内運用停

止」に関する「五年」の始期(起点)について問われ、「(普天間飛行場)負担軽減推進会議というのが開催されたのが二月十八日でございます。したがって、ここをもって話し合いが始まったということでございますので起点がそれ以後ということはないと思います」と答弁しているが、政府も沖縄県と同様の認識か、見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第七四号

平成二十六年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員照屋寛徳君提出「普天間飛行場の五年以内運用停止」等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出「普天間飛行場の五年以内運用停止」等に関する再質問に対する答弁書

一から五までについて

米側の説明によれば、普天間飛行場においては、CH五三が十二機、AH一が十二機、UH一が六機、MV二二が二十四機、C一二が一機、C三五が三機及びKC一三〇が十五機配備されているとされており、米軍は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障

条約(昭和三十五年条約第六号)の目的達成のため、これらの航空機による飛行訓練等を行っている」と承知している。

政府としては、平成二十五年十二月十七日の沖縄政策協議会における沖縄の負担軽減に関する仲井眞沖縄県知事からの要望については、平成二十六年二月十八日の普天間飛行場負担軽減推進会議において、普天間飛行場が移設されるまでの間の同飛行場の危険性の除去を中心とした負担軽減は極めて重要な課題であるとの認識を沖縄県との間で共有するなどしたところであり、引き続き、当該会議等を通じて同県の意向を把握していく考えである。当該要望については、米国を始め、相手のあることであるが、政府として、その実現に向け全力で取り組んでいく考えである。

平成二十六年三月十三日提出
質 問 第 七 五 号

内閣法制局長官の答弁のあり方等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

内閣法制局長官の答弁のあり方等に関する質問主意書

本年三月十一日、参議院予算委員会において、小松一郎内閣法制局長官が、いわゆる集団的自衛権の行使を容認すること等を盛り込んだ「国家安

全保障基本法案」に関し、「安倍晋三首相は自民党が野党時代に決定した基本法案を提出する考えではないと思う」との発言をしている。右を踏まえ、以下質問する。

一 小松長官の発言に対する安倍晋三内閣総理大臣の見解如何。小松長官の発言は、安倍総理の見解を踏まえたものか。安倍総理は、国家安全保障基本法案の提出はしないと考えているのか。

二 安倍総理として、今国会において国家安保基本法案を提出する考えはあるか。

三 小松長官はがんを患い、抗がん剤治療を受けていることを明らかにしている。体を張り、命を懸けて職責を全うするという小松長官のやる気、崇高な姿勢は敬意を表するものであるが、小松長官の命を守るためにも、人道的見地から、小松長官を法制局長官という職から離し、治療に専念させるべきではないか。安倍総理の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一八六第七五号

平成二十六年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出内閣法制局長官の答弁のあり方等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出内閣法制局長官の答弁のあり方等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

集団的自衛権の問題については、現在、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)において、前回の報告書が出されて以降、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、我が国の平和と安全を維持するためどのように考えるべきかについて検討が行われているところであり、政府としては、懇談会における議論を踏まえて対応を改めて検討していく考えである。

御指摘の平成二十六年三月十一日の参議院予算委員会における小松一郎内閣法制局長官(以下「小松長官」という。)の答弁は、福島みずほ委員からお尋ねを受けた同年二月二十日の衆議院予算委員会における安倍晋三内閣総理大臣の答弁がこの趣旨を述べたものであると理解して行つたものである。

三について

小松長官は通院による治療が必要であるものの、通常の勤務に差し支えないと医師から判断されており、内閣法制局長官としての職責を果たしていると考えている。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十六年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

別表第〇四〇二・一〇号中「幼児又はを」(「幼児」に改め、「児童福祉施設の児童」の下に「又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童」を加える。

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第四条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年年度」に、「第七条の八」を「第七条の七」に改める。

第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十五年度」を「平成二十六年年度」に改める。

第七条の七を削り、第七条の八を第七条の七とする。

第八条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法別表の改正規定は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日から施行する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

2 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第四号を削り、同項第五号中「第七条の八第八項」を「昭和三十五年法律第三十六号」第七条の七第八項に改め、同号を同項第四号とする。

理 由

最近における内外の経済情勢等に対応するため、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額の拡大及び暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額及び関税率等について所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 通関手続の迅速化を図るため、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象を、課税価格の合計額が「十万円以下」の輸入貨物から「二十万円以下」の輸入貨物に拡大すること。

2 関税の減税制度の対象の拡充、暫定税率等及び暫定的減免税制度の適用期限の延長を行うこと。

3 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十六年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における内外の経済情勢等に対

応するため、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額及び関税率等について所要の改正を行うもので、時宜に適用ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行による減収見込額

本案施行による減収見込額は、平成二十六年度において一億円である。

右報告する。

平成二十六年三月二十五日

財務金融委員長 林田 彪

衆議院議長 伊吹 文明殿

(別紙)

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復旧・復興を図るため、被災者の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めるとともに、被災地域の物流・貿易の円滑化、活性化に向けた税関による支援策を積極的に実施すること。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、薬物・銃

器を始めとした社会悪物品等の国内持ち込みを阻止する水際において国民の安心・安全を確保するため、税関職員の見守り、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十六年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国 務 大 臣

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

18 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、三千三百四十億四千四百四万円の範囲内において、出資することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国際開発協会の第十七次増資に伴い、我が国が追加出資を行い得るよう所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に際する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 国際開発協会の第十七次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、三千三百四十二億四千四百四万円の範囲内において追加出資することができること。

2 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、開発途上国の経済成長と貧困削減に果たす国際開発協会の役割の重要性に鑑み、同協会へ追加出資するための措置を講じようとするもので、時宜に適用ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

国際開発協会に対する追加出資は、全額国債により行うこととしているが、そのうち、平成二十六年年度償還見込額(約八百五十億円が予定されている。)が、同年度一般会計予算の国債費の中に含まれている。

右報告する。

平成二十六年三月二十五日

財務金融委員長 林田 彪

衆議院議長 伊吹 文明殿

(別紙)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 政府は、国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、我が国の厳しい財政状況のもと資金拠出することに鑑み、出資のみならず融資による資金拠出を組み合わせるとともに、国際機関の活動並びに我が国の貢献について一層の広報、宣伝、情報公開を行うことにより、日本国民の理解を得るよう努めること。また、融資を通じた援助需要に機動的に対応し、効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう配慮し、国際社会における日本の評価を高めるよう努めるとともに、資金使途や事業の成果に

ついて検証を行い、見直しを行うこと。更に、我が国の融資債権等の保全については万全を期すよう努めること。

一 政府は、日本人の国際貢献機会を拡大する観点から、世界銀行グループを含む国際機関において日本人職員の登用機会を広げる活動をより進め、有能な人材が円滑に採用されるよう、民間企業からの出向機会の拡大、弁護士等法曹有資格者などの専門職及び社会科学のみならず自然科学を含めた修士、博士課程修了者の具体的なポスト獲得のための働きかけを行うなど採用段階における支援を行うとともに、継続的なキャリアパスの提示や任期終了者の交流機会の確保を含め国家として人材の確保、後進指導に努め、日本国内における人材育成を活性化させる方策を講じること。

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	〒一〇五―八四四五
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二一八円 一一〇円